

所得税の基礎控除見直し等のお知らせ

尾道税務署から令和7年度の税制改正において、「所得税の基礎控除及び給与所得控除の見直し」及び「特定親族特別控除の創設」(以下「所得税の基礎控除の見直し等」といいます。)が行われており、令和7年12月からの制度の円滑な実施のため、会員の皆様に周知していただくよう依頼がありました。

1 コールセンターの設置

国税当局では、源泉徴収義務者の方が、今般の所得税の基礎控除の見直し等に適切に対応いただけるよう、「所得税の基礎控除等の見直しに関する特設サイト」を開設して周知・広報を順次進めています。

○ 給与支払者向け所得税の基礎控除の見直し等に関するコールセンター

開設日:令和7年9月16日(予定)

電話番号:0570-02-4562(ナビダイヤル)

受付時間:9:00~17:00(土日祝及び12月29日~1月3日を除く)

※ 上記コールセンターに関する情報は、9月上旬に特設サイトにも掲載予定です。

特設サイトはコチラ →

所得税の基礎控除の見直し等



2 年末調整特集ページ

例年、年末調整の時期には国税庁ホームページ内に「年末調整特集ページ(年末調整がよくわかるページ)」を開設して、年末調整の際に使用する各種様式、年末調整の手順等(令和7年分には、所得税の基礎控除の見直し等に関する事項も追加)の詳細を解説したパンフレット及び動画、チャットボット(AIを活用したシステムによる質問への自動応答)を掲載しています。

年末調整がよくわかるページはコチラ →

年末調整がよくわかるページ



3 年末調整手続の電子化の促進

年末調整の一連の手続を電子化することにより、勤務先と従業員の双方の年末調整に係る事務負担の軽減を期待できることから、国税当局では年末調整手続の電子化を推進しています。

年末調整手続きの電子化に向けた

取り組みについてはコチラ →

年 末 調 整
電子化で業務効率化



4 源泉所得税のキャッシュレス納付の推進

国税当局では、より多くの方がキャッシュレス納付のメリットを享受し、事業者の業務のデジタル化など社会全体のデジタル化が実現できるよう令和8年度末までにキャッシュレス納付割合を5割とする目標を設定し、ダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)、インターネットバンキング等による電子納税などのキャッシュレス納付の利用拡大に取り組んでいます。

そうした中で、令和7年10月には納付件数の多い源泉所得税のキャッシュレス納付について、利用割合の目標(令和8年度末までに36%を予定)を新たに設定し、その利用拡大に向けて取り組んでいくことも予定しています。

[源泉所得税の納付手続き\(キャッシュレス納付\) →](#)



5 給与所得者の源泉徴収票のオンライン提出

事業者の方から税務署にオンライン(e-Tax、認定クラウド等、eLTAX)で提出された給与所得の源泉徴収票(以下「源泉徴収票」といいます。)の情報(税務署への提出義務がない500万円以下の源泉徴収票の情報を含みます。)は、従業員の方の確定申告においてマイナポータル連携の自動入力の対象になります。このため源泉徴収票のオンライン提出のご協力をお願いします。

[給与所得の源泉徴収票をe-Taxで提出すると](#)

[従業員の方の確定申告がさらに簡単に!! →](#)



6 マイナンバーカード・電子証明書の更新

令和7年度は、マイナンバーカードの交付開始から10年目となるため交付後10年目を迎える平成28年に公布されたマイナンバーカードについては、その本体(有効期限10年)及び電子証明書(有効期限5年)が更新時期を迎えます。

有効期限を過ぎた場合には、マイナンバーカードを本人確認書類として使用できなくなるほか、e-Tax等の申告・申請手続きやコンビニ交付、健康保険証等にも使用できなくなります。該当者の皆様におかれましては早期の更新をお願いします。

[マイナンバーカードの有効期限に関するQ&Aはコチラへ →](#)



7 所得税徴収高計算書(納付書)の様式変更

国税当局では、令和8年9月に基幹システム「国税総合管理システム(KSK)」を刷新(KSK2の導入)する予定です。このKSK2の導入に伴い令和8年9月下旬以降に税務署の窓口で配布する所得税徴収高計算書(納付書)の様式を変更する予定です(A4三つ折りサイズ程度の複写式から、A4サイズの単票式へ変更)。